

## (9) 追加情報

### (持分法に関する会計基準)

「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び実務対応報告を適用しております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

### (包括利益の表示に関する会計基準)

「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)が平成23年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。なお、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。